

婦人労働 C
00 1 1

30
02
26

婦人労働
一般
26

婦人労働資料第十八号
昭和二十七年七月

働く婦人の爲の一日講習会結果報告書

労働省婦人少年局

受第 号
★ 27. 10. 20 ★
少婦労働

この報告書は一九五二年四月十日から一週間に亘つて行われた婦人少年局主催のや四回婦人週間に於いて、特に広く婦人のための一日講習会を実施した結果を、婦人少年局、地方取組望の報告にもとづいてまとめられたものであります。

広く婦人に関係のある法制について、婦人自らが正しく知る事こそ、その地位を向上させる根本要件であり、その目的のために本講習会は婦人労働者を対象として、全国地方労政主管部課の協力を得て、各労政事務所在地において、一講習三時間乃至七時間に亘り特に研究討論を含んで、全国的に展開されました。

成果は甚大でこれにより法制の知識にめざまし声があがり、これを機会に婦人労働教育の一換期が期待されるとの声もあり、かゝる内容を年町計画にあり込む覚悟もみられています。本運動の結果を御報告して、婦人労働教育の一段階といたしたいと思ひます。

本講習会に関係官庁、民間諸団体の協力はもとよりながら、多数婦人参加者の熱意に對しますます広く婦人の地位向上の重要性を感ずると共に感謝の意を表したいと思ひます。

一九五二年七月

労働省 婦人少年局

ゆく婦人の爲の一日講習会結果報告書

目次

まえがき

一、主催別講習会の開催数

- (一) 行政別開催数及び全回開催数概算
- (二) 各機関主催、共催別開催数

二、講習会開催のたりの協力機関

- (一) 行政主管課課と講習会
- (二) その他の機関と講習会
- (三) 民間の協力

三、参加者

- (一) 行政別参加者数及び団体数
- (二) 参加者の範囲

指導者層と一般層と

婦人団体、一般婦人の参加

職員室からみた参加者の特色について

四、講習時間

一二

五、講演題目と講演者

一八

六、研究討論

二四

(一) 討論形式

二四

(二) 司会者

二八

(三) 討論の内容

三三

七、参加者の感想・希望

四八

働く婦人の為の一週間講習会結果報告書
 正誤表

頁	行	誤	正
36	14	任意をもって	責任をもって
38	15	一向に○決されない	一向に解決されない
39	14	有○休暇	有給休暇
41	21	女子は事務○○になれない	女子は事務吏員になれない
45	10	労務教育の根其の	労務教育の振興の
50	19	会社以と学祖側	会社側と労祖側
51	2	啓蒙○動を	啓蒙運動を

一、主催別講習会の開催数

(一) 并果別用種數及び全國用種數總計

(二) 各校團、主權、共權別開權數

用從延期の北海遺、秋田、福島は報知未到著につぎ除く、

〔註〕主権は陛下のはつきりしないものは、適当に判断し記入した。

11 11

[illegible]

二、講習会開催のための協力機関

二 講習会開催のための協働機関について

(一) 労政主幹部課と講習会

各機関の主催、共催別開催数表によると、この講習の協働機関の主流となつてゐるものは、労政関係公庁で、全体の六一％特に労政事務局の協力が大きく、全体の三四％をしめ、以下労政課十三％、労政基準監督署七、二％、基準局一、二％、労政第四課職業安定所、労政関係研究団体の順である。今回の講習は原則として、各労政事務局所在地で行ふこととなつていたがその結果がこのような数字となつてあらわれたものである。

全労政事務局、所在地で開催した県としては、栃木、福井、岡山、長野の四県で、所在地の九十九％以上で開催した所に、群馬、長崎の二県があげられる。

埼玉県小松労政事務局では、小松地方の労務関係を対象に、二十一回の会合をもつたことが報告されて居り、又福岡では、四労政事務局主催で労政学校形式をとり、期間も単に一日ではなく六日―九日間にあつて行われた所に特徴があつた、又福岡して講習会を行つた所に岡山、山梨があり、期間はいづれも二泊三日であつた。

愛知県で労政基準協会、勤労協会、群馬県で労政教育委員会等が主催或は共催してゐるのは労政関係研究団体の協働として数は少ないがその動きは注目される。

(二) その他の機関と講習会

その他官公庁協働機関の主なものに家庭裁判所があげられ、全体の二％で数としては少ないが福岡、三重での協働は大きい。

(三) 民間の協働について

民間団体の動きとしては、労組が、全体の四％をしめ、単業協、婦人団体、青年団の順となつ

て居り、山形の門検定所の主催は、幸葉陽の協方として要色がある。

労組関係での協方は大抵単独労組によるものであるが、特殊なものとして、恵里島に労働組合評議員会の後援があつた。その他としては、新津果、佐渡で公氏館協議会、町村会青年団の主催による研修会があつたが山岡地方での協方として、このような組織と協方できたことは意味深いものであると思う。

三
參
加
者

府県	参加者数	団体数
北海道	延	期
青森	293	23
岩手	65	24
宮城	1,450	記入なし
秋田	延	期
山形	280	31
福島	報告	未首
茨城	95	26
栃木	306	30
群馬	2,705	正確不明
埼玉	162	5
千葉	225	記入なし
東京	657	38
神奈川	600	93
新潟	651	記入なし
富山	48	16
石川	1,863	46
福井	310	44
山梨	102	記入なし
長野	643	正確不明
岐阜	55	8
静岡	627	19
愛知	224	58
三重	326	記入なし
滋賀	800	2
京都	30	記入なし
大阪	99	正確不明
兵庫	276	記入なし
奈良	214	8
和歌山	646	48
鳥取	150	23
島根	150	34
岡山	300	85
広島	584	正確不明
山口	424	45
徳島	280	記入なし
香川	73	24
愛媛	41	14
高知	81	12
福岡	197	記入なし
佐賀	79	9
長崎	747	記入なし
熊本	80	24
大分	80	20
宮崎	27	記入なし
鹿児島	171	57
計	18,035	866
備考	註 参加者人数及び団体数で正確な記入のない地域は集計から除く	

府県別参加者数及び団体数

三 参加者について

参加者の範囲

指導者層と一般層と

組織婦人の参加が圧倒的に多く、四三県共主たる対象としていた。報告の中に労務法規に無関心であり、又は保護されない中小企業者の婦人労働者にこういう機会を与えたいという希望意見が三三見られたが、その未組織婦人を対象とした県が四三県中一四県程あり、団体数にして約六九団体、団体数の記入なく人数を報告した県があつて、一六八人となつてゐる。

尚青森の弘前では自由労働者二〇〇名の参加が注目をひき、他に和歌山に約四二二人、熊本に二人の自由労組の参加がみられたのも本講習の特色であらう。

婦人団体、一般婦人の参加について

婦人団体の参加した県は四三県中へ山形、和歌山、栃木、埼玉、新潟、大阪、鳥取、岡山、広島、佐賀、長崎、石川、福井等十二県で婦人会の役員が多い、婦人団体員の多数が参加した県としては長崎の二五〇人、広島の一三〇人、石川の一三〇人等があげられる。その他の婦人団体の参加として青年団の参加が栃木、岡山にみられ、和歌山に未亡人会の参加があつた、尚地方の或地域は、事業場が少い管内のため、労政事務所が婦人会によりびかけたため、家庭婦人に働く婦人を少しでも理解してもらへたのはよかつたと報告されてゐた。又或職員室では、県、市の婦人団体の参加呼かけをしたが、一名の出席者もなく、今後婦人団体の啓蒙を促りたいと希望してゐた。婦人団体に所属してゐない、一般婦人の参加は全国的にみても極少であつた。

職員室から見た参加者の特色について

弘前市長が、女子日産労者に對して、婦人道問のこの講習会に出席させる為半日就労させ、一

日分の賃金を講習終了後支払うことにして全部受講させた。

(青森県)

2. 講習者がいつもの出勤者と殆ど安つて居たが、各事業場で会議を各々の人に産験させようという傾向がみられてきた。

(岩手県)

3. 福井、大野地区に於ける講習会は当社は大中小の企業地であり、不足による賃金引下げ、労使時間
の延長、休業、解雇の繰出に全く無能力で、私権は権利を生かす事等考も及ばなく、どれだけでも
よいかう頂き一日でも職場に居られることが何よりの願だ」と訴える婦人達はいたましかつた。

(福井県)

4. 参加者の約八割は労使法について知識の少い中小企業に勤務する者であつた。その上こうした会
議に出席するのも始めての者が三六名であつた。廣つて傾向は極初步的なものだから熱心に恥しかり
すにしたため効果のある行事であつたと思ふ。

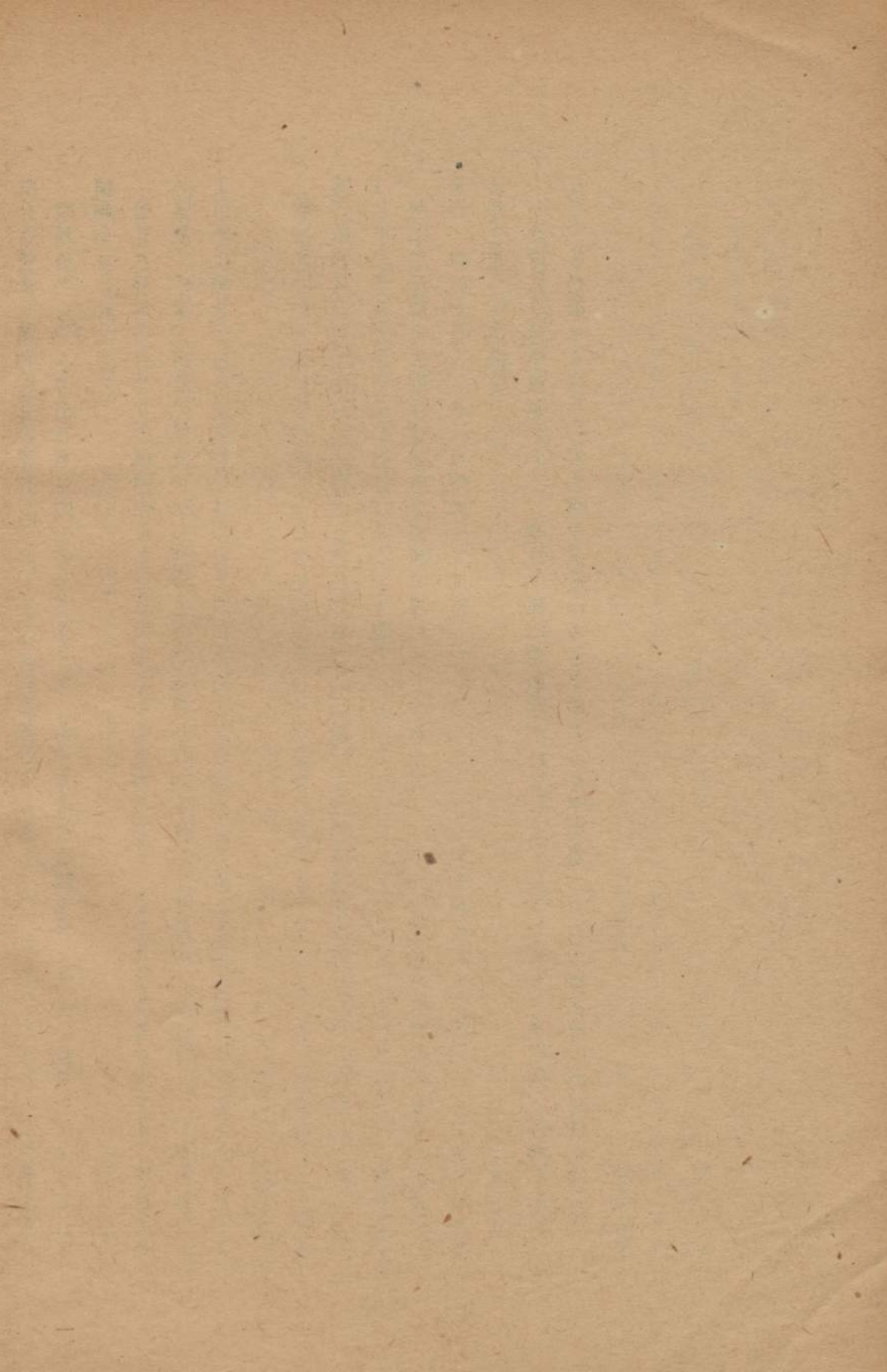
(愛媛県)

5. 岡山和気郡日生町は漢師町で魚鱈工場が三、四あるが、いづれも女子の従業員が多く、低賃金で
ある。組合もなく、婦人は無関心で沈黙している。この日一日を有給にして休日にしてもらい講習
会終了後、映画鑑賞した。

(岡山県)

6. 当社は大きな事業場が少く、現在の様に就労率がわるいと、どうしても、事業場の立場が優利と
なり、労使強化を強いられる傾向が強いのである。今回この行事が催されたのは非常に好結果を得た。

(宮崎県)



四
講
習
時
間

全体的にみて、講習時間は、半日講習、一日講習、宿泊講習の三つに大きく分けられる。(特に半日講習の中には夜間催した地域をもつ七県が色まれている)。

次にそのミクループの主な内容をあげると

半日講習について

最も多かつた講習時間を順位にあげると、午後一時〜五時の四時間を使つた県が一番多く、以下一〜四、二、三、四、五、三、四等になつて居り、講習内容としては、講演会、研究討論会(或は懇談会)に終つてゐる。尚午前九時より三時間程催した県も少数みられた。

夜、開催したものについて

大体に於て、兵庫、鳥根の三時からを始めとし、閉会は長野、長崎の一日三時三十分を最後に、その間平均三時間(四時間とつて居り、内容としては、講演、研究討論(或は座談会)の外に映画、紙芝居をして居り、くだけたものにしたのが特徴であつた。対象は主に事業場従業員で仕事終了をぬらつた者が多く、よつて参加者も多数であつた。

一日講習について

一番利用された時間は、午前一口時〜午後四時の六時間をとつたものであつた。内容としては、講演、研究討論の外に映画、映画をやつたのが特徴で、講演の間にレクリエーションをはさんで心気転換をはかるなど心くばりされてゐた。又、岩手、長崎では、取場見學を取り入れてゐたのが注目された。尚労働学校形式をとつた所では、午前九時〜午後四時までを授業時間にあてゐてゐた。

以上の三つの講習時間を通してこんどの講習では一時〜五時までの一日講習が全国的に多くもたれてゐる。

註、報告未到着の三景及び講習時間不明の三重、長野、新潟、京都、徳島、高知を除いた五三景を対
象としたものである。

五、講演題目と講演者

(一) 働く婦人と労働法

	講演した県	その名	主な講演者とその所属
労働基準法	二四県	一、二、六、名	労働基準監督署長
労働組合法	二一〇	一〇、五〇	労政課長、労政事務所長、地労委員、労組
働く婦人と労働法として 二活したものの	一二〇	六、二〇	労政課長、地労委員、総評、取組室
働く婦人の権利と義務 と二活したものの	一〇〇	五、三〇	取組室、家庭裁判所、社会教育係、母子課長
職業安定法	六〇	三、二〇	安定所長、職業課
失業保険法	五〇	二、六〇	〃 〃 社会保険出張所
労働関係調整法	三〇	一、六〇	労政課長、労政事務所
健康保険法	三〇	一、六〇	保健課長
労働災害補償保険法	二〇	一、一〇	労災補償地方監察官
厚生年金法	一〇	〇、五二〇	保健課長
緊急失業対策法	なし		

(二) その他婦人に関係のある法制

婦人に関係のある法制として	一三歳	六八%	昭宣室、家庭裁判所、地方裁判所、教授
民法	一〇〇	五三%	簡易裁判所、弁護士、教授
憲法	四〇	二一%	家庭裁判所、学校長、昭宣室
児童福祉法	一〇	四五%	中央社会福祉協議会
優生保護法	一〇	四五%	保健所長
社会保険制度	一〇	四五%	中央社会福祉協議会
農業協同組合法	なし	/	
生活保護法	なし	/	
その他	七三歳	三八・四%	
合計	一九〇		

以上は講演題目として取りあげた果数の多い順にほらべたものである。明細な記入のない京都、新潟、報告未到着の北海道、秋田、福島、五果はのぞき残りの四十果を対象としたものである。

その他の講演題目の主なもの、婦人と労働問題、婦人と人権、婦人と衛生、に關したものの、婦人と政治に關したものの、内外の労働運動史、――の向題、労働衣の向題等に分けられ、その内容もよく多方向に渡つていた。殊に労働学校形式をとつた福岡の講習内容にはこの傾向がうかがわれた。

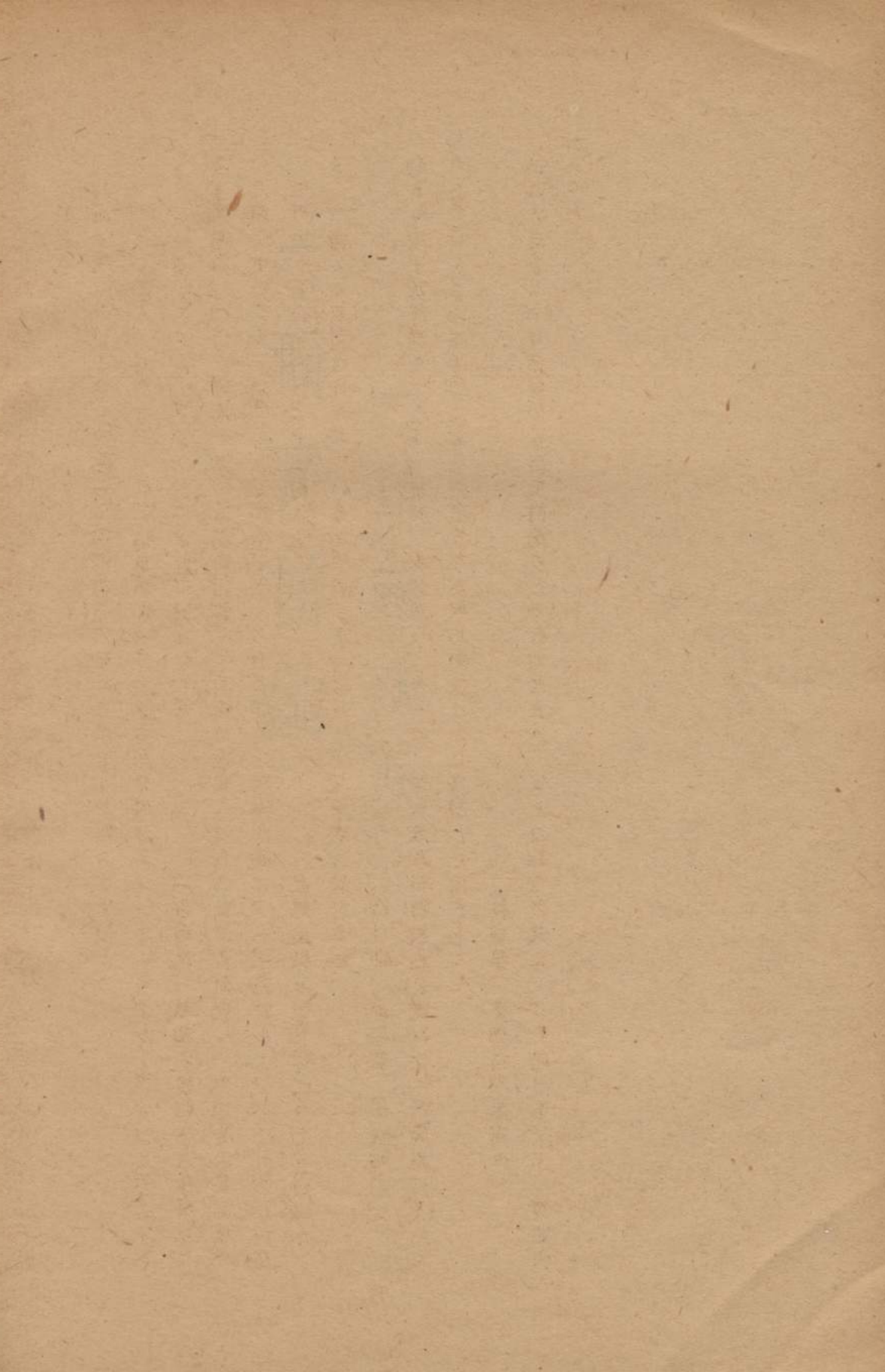
数としては、非常に少いが、児童、福祉法、社会保障（以上中央社会福祉協議会講演）を扱つた果に静岡、優生保護法に關して、計画産児を扱つた愛知、厚生年金を扱つた奈良等異色あるものであつた。

主な講演者としては左の表の通りで (一) 働く婦人と労働法に關しては、大体労働関係官公庁職員が圧倒的であつたが、その他民間等からの講演者としては教授、議員、新聞社、弁護士、放送局、労働問題研究所、保健所からの参加者があり、この人々によつて (二) その他婦人に關係のある法制として民法、憲法、児童福祉法等が行われている。

その他、婦人に關係ある法別に關連して、政治経済社会に亘る一般婦人問題がとりあげられているのは枚挙にいとまないが、一例をあげると「婦人と政治」、「労働運動史」、「婦人と社会」、「講和と婦人の任務」等である。

六、研究討論

(一) 討論形式



六、研究討論について
(一) 討論形式

討論方法について三特徴ある報告があつたので参考までにあげてみよう

1. 「働く婦人の権利は守られてゐるか」のテーマで「労働法について」のグループと「労働基準法について」のグループの二つに分れて討論をした (宮崎県、参加者労働婦人部幹部)

2. 講習者が「働く婦人の労働法規の認識」「有能な職業人となるための研究」「職場施設及制度の活用」の三グループに分れて講話をきき、後で正義と実際問題について各グループがそれぞれ討論を行い、総会をもつて全体討論をした (鹿児島県、参加者組試婦人及未試婦人)

3. 「婦人の権利は守られてゐるか」のテーマに依つて源平式討論をした。

(石川県、参加者、組織婦人)

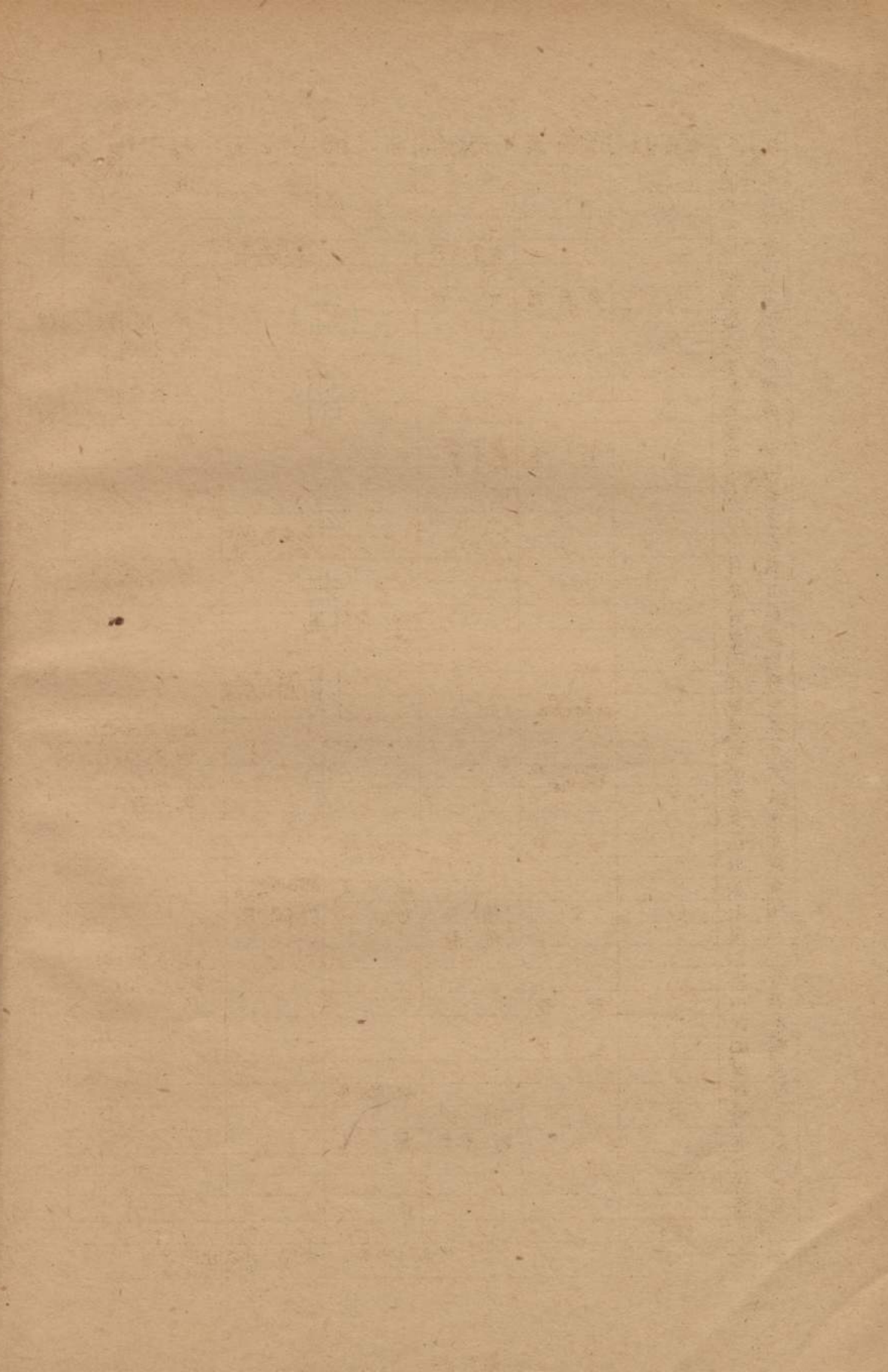
尚3の源平式討論を一步すすめて、双方から、才一次、才二次代辨者数名を選び才二次論者は才一次論者の裏づけとなる談話を限定発表させ討論を充分な均衡をはかり成功した所もあつた。

(佐賀県、参加者組織婦人)

討論方法としては全体的に自由討論の形で行われたが、以上の様な方法をとつた所もあつて、複雑性があつた。

(二)

司會者狀況



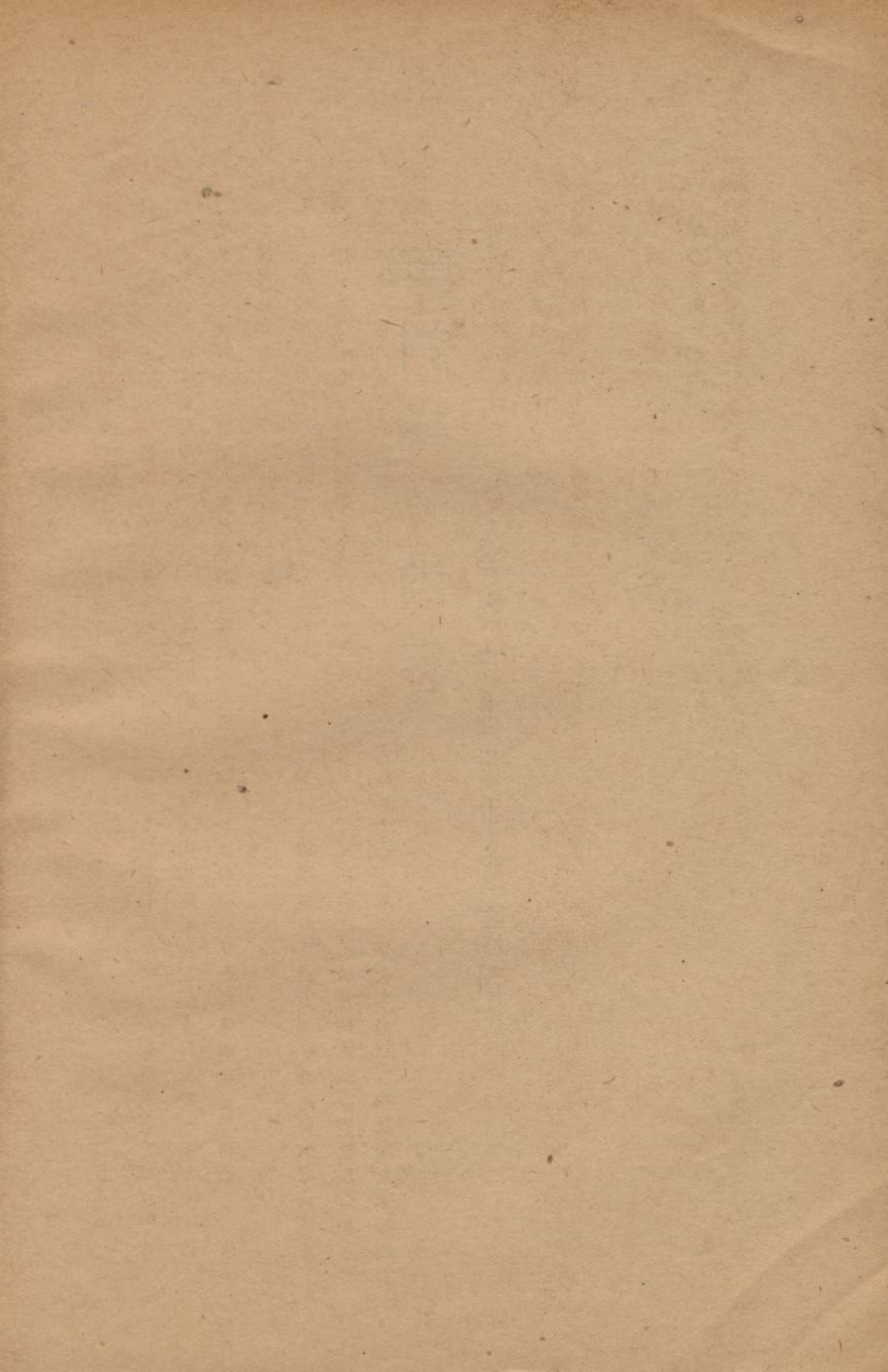
所属	職員室主任	労政課	労政事務所	労組	その他	備考
北海道						延期
青森	○					
岩手	○					
宮城			教育係長		教育委員会 社会教育課	
秋田						延期
山形		教育係	所長			
福島						未提出
茨城						記入なし
栃木	○					講演会のみ
群馬	○		所長			
千葉	○	主事	主事 主事係長			記入なし
東京都	○					
神奈川	○					記入なし
新潟		○				
富山		○				
石川		○	○		連絡婦人協 会 会長	記入なし
福井		○				
山梨			○	婦人部長		
長野				婦人		
岐阜	○					
静岡	○				工場衛生主任 労働基準監督署	
愛知		名 所 労働教育係長				研究討論なし
三重						記入なし
滋賀						
京都						記入なし
大阪		労働部労働課 教育係長				
兵庫						記入なし
奈良	○					
和歌山		主事	所長	組合長		
鳥取	○		○			
島根	○			婦人	労働部労働課 建設部長	
岡山	○	○	所長	婦人	労働部労働課 建設部長	
広島			所長			記入なし
山口						記入なし
徳島						
香川		課長				
愛媛	○					
高松		主事				
福岡	○					
佐賀				労組書記長		
長崎	○		所長			
熊本			婦人取員	婦人		
大分				"		
宮崎				"		
鹿児島				婦人		
計	15	11	12	10	5	
備考	研究討論のない県 2 未提出県 3 記入なし県 2					

1 研究討論司会者状況

(三)

討論の内容

(発表された主な意見)



(三) 討論の内容(発表された主な意見)

全体的に働く婦人の職業意識の低い所からくる法制に対する認識不足が婦人の地位向上をはばむ根本原因であるとする意見が多かった。一方實際問題としては、労働基準法と現実の職場における矛盾を、労働時間、職場での雑用、生理休暇、賃金、人率、職場施設等に関する具体例から、指差し、訴えるものが多かった。

そして、今後それをどう解決したらよいか。については、組織の力を通して、婦人の職業意識を高めるため、働く上に必要な権利義務を遂行してゆくべきであり、そのためには使用者及び男性は理解をもつて女性の地位向上に協力してほしいとの希望声が多かった。次に発表された代表意見を法制別に分類してみよう。

発表された主な意見

一、働く婦人の法制に対する認識について

(1) 労働基準法に関するもの

(2) 労働組合法に関するもの

(3) その他

二、働く婦人の法制の認識を高める方策について

(1) 組合運動について

(2) 労働教育について

(3) 職場施設について

1. 勿く婦人の法制に対する認識について

1. 基準法に対する認識不十分の現状が終始討論された。(青森)

2. 婦人の権利のまもられていないのは、婦人自身の能力を充分発せしないからだ。(岩手)

3. どんな法律があつて勿く婦人の権利を守っているか、今年無関心であつたが、今日の講義によりわかつてきた。(岩手裁判所)

4. 婦人は法制上の権利を余りよく知らず、使ひ方もわからず、一方権利のみ主張する。(東京)

5. 職業意識といつては、小学校卒業程度であるので、特に感情意識が強くあさうめ的な気持ち支配されてゐる。(山梨)

6. 自己本位のせまり考えからぬけで、そつと社会的問題に関心をもちべきである。そして勿く婦人全体の立場に立つてみることに大切。(長野)

7. 労働法については、一応漠然とした知識はあるが、それを自分達の権利として主張することになり、自覚の不足とか現実面で経済的、社会的にまだ大きな障害があるために、そこでつり泣き入におわつてしまふのが現状だ。その障害を打破してゆくためには、何よりも組織力を強くする必要がある。(長崎の〇労組)

8. 法を無視した使用者が一番困る、特に美容院は個人経営で利益のために昼夜の区別なしに勿かき川る基準法を守つていたら店が潰れるといつて向隅にしない、休日はとめてあつても形だけであら。(大分)

9. 懸かけ状態が強く仕事の分量がまじたり、分野が広くなつてくると、視野の狭さがわざわいして仕事の発展性がない。(長崎)

(4) 労働基準法に関するもの

賃金について

1. 昇給 時間外手当等について、婦人の権利は守られてない。勤続年数二五年にもなると、男より女の地位が甚だしく低くなる。(宮城の貯金局)
2. 勤物業者が主として実施している出来高払制はやめて生活の安定し得る固定給として欲しい。それでない限り低賃金、時間延長の怖れが多分にある。(山形の労組)
3. 公務員以外の普通一般の職場においては、男女同一賃金は実質上守られていない。(東京)
4. 男女同一賃金は、振替分折、評価、職場配置に問題がある。(東京の百貨店)
5. 女事務員は時間外きても雑用をいっつけられて、しばらくの時間残業させられる。二人の場合残業手当は払ってもらえない。(石川運輸業)
6. 賃金における男女差はない。(山張の銀行)
7. 教員上は一応法に違反してはいないように見えるが実質的には同一でないから、組合を通して是正すべきである。(静岡)
8. 女の人には結婚するまでの懸掛的気分から、労働及び賃金に対する觀念がなく賃金に対する關心も甚い。(愛知の労組)
9. 女の人々の労働に対する自覺が足りない。自分の仕事に任憑をもつて男に負けないう能力を養ふように努力しなければ低い賃金で我慢しなければならぬ。(愛知の労組)
10. 石切場においている婦人は殆ど未婚の人であり、生活苦のため一時間でも多く働き、一ヶ月でも収入をあげたいと考えて、真夜中に仕事をしているが病気で休んだ場合、男子が代つてその仕事をやる。同じ仕事、同じ量でありながら、男子の方が賃金を多く貰っている。又労働基準法のため、一時は職場からしめださるようになつて私連にとつては基準法は迷惑だと思ふ。(大分)
11. 男女同一賃金は事実上守られていないと思ふ。能率給を定む場合その判定の方法がはつきりし

ていない。やはり、男だからという、先入観念からめけきせず、感情的に昇給をさめるような事が行われてゐる。(石川)

12. 事務の仕事で初任給は同じであつても、男子とは相当のひらきが出来てくる。男子との間にも互に能力にちがひがあると思へない。女にどつてさせれば出来ないことはない。(福井)

13. 仕事の内容をかへることによつて初任給にも差をつける。中卒の初任給に二円の差がある。(福井の繊維)

14. 女子は男子より体力が少し弱いのと同じ様な作業でも賃金は五円程度低い。(和歌山自由労組)

15. 今までの男女の教育の差が太く影響してゐる。教育程度で初任給にも差がでるし又、能力にも差がでる。(愛知の労組)

16. 昇給が男女に差があるので、男子はぐん／＼上る。男子の最高は日給で六円、最低は二円、という林に許がきまり、女子の最高は最高三円、最低一円、と定めてゐる。勿論、カシンダ、ロール場等危険な仕事に女子はついていないから、そうかもしらないが、女子は使にくいということとで女子を採用しない。ゴム工場の日給は昔のまゝで手当をつけていつたから、本給はわずかで手当の名積が一りの位ある。停年は男子五五才、女子五才となつてゐる。(岡山のゴム製品製造業)

17. 男子には配偶者がある場合、扶養手当がつくが女子の場合夫が無職又、その他の扶養者があつてゐない。(香川、華製品製造業)

18. 男子のしている責任のある仕事の中、女子でもできる仕事があるから、これには女子をつける。又賃金を同じにするかしなければならぬ。(福岡工業)

19. 不況にある繊維産業では基準法に定める最低の叔別を主張できない状態である。賃金の引下

なつ、いつてゐる所、八時前迄を主張してゐては死ぬより外はない。(福井労組)

20 扶養手当が専ら一〇〇円、又一扶養家族九〇〇円となつてゐるが死亡の場合又一扶養家族を妻並みに引あげてもらうよう組合でとりあげてゐる。(岡山運輸業)

21 結婚の際に女子の結婚の場合は一〇〇〇円、男子の場合は二〇〇〇円とれるが半分という不平將で不満を感じてゐる。(埼玉の労組)

労働時間について

1 朝 掃除のため男子従業員よりも三〇分早出の習慣、それが当然とされて何時考慮されてゐない。(青森の工場)

2 働く婦人に適切な教訓日教を与えて欲しい、毎月半教の一五日間より妨げない。(青森)

3 看護婦(派出)の時間には基津法の八時間というわけには行かず、又、何時間働いてもそれに対する賃金もない。(石川)

4 男は派手な仕事(出張等)ばかり、女は事務雑事、お茶くみばかりさせられ、しかも女の責任分野は決められていない。(福井、秋田の県会)

5 厚生年金、社会保険等取つてゐるが報告期になると一週間位午前二時頃まで仕事をさせられる。このことについて組合でも再三向願として取り上げられただが一向に解決されない。(鳥取、病院)

労務員

6 事務室の掃除は女子三名が一時間早出して行う、床をふくのには能率的に雑雑布にしたが、男子側から綺麗にならめと文句が出て、又、汗でふいてゐる。(鳥取、紡織)

7 掃除や茶くみはやはり女性として仕事に支障がない限りするべきである。(鳥取、婦人会)

8 日立寮養所の看護婦は昼休み廿八分であるがそれも患者の食事運ぶにとり来て休めない、

使用側は断続的だがから一二時間切いてもよいのだという。人事院に回させても返事がない。本省の役人がきこも詰す機会もない。(愛媛)

9、進炭場においても休憩時間がなく、食事をする間だけ交替にしている。(福岡、鉱山)

10、女子の労働時間の制限は、女子にとつて多少有りがためわくの感がある。居残りしても勤務手当がきまつてゐる。この奥婦人は運感である。(熊本、運輸)

11、保健婦は時々深夜業をすることがあるが、どうしても致し方がない。(岡山、鉱業)

12、居場では男子の満員が婦人の権利をみとめない。学校では女の先生は、変るがわる毎日日直があるが日直は八、三〇分より五時までよいはずだが、宿直の男の先生が朝の食事に帰えるため、日直は七、三〇分までに登校しなければならぬ。これも市内の学校の教職員(男ばかり)できめられ、女の先生の意見は取り入れられていない。(福岡、井、鉱業)

生理休暇について

1、生理休暇は充分活用している。(青森、交通部)

2、取りたい人も取つていない現状であり、又、取りにくい空想もある。(石川、貯金局、長野)

3、有、休暇をとらない事をよろこぶという風がある。(石川、金屋工業)

4、口銭とは仕事の関係から、生理休暇は殆んど取らなかつたのであるが、都人部の力でこれを活用できるようにした。(長野、口銭組)

5、生理休暇廃止、云々の声があるが、母性保護という大きな題地から良心的に解決したい。生理休暇申出の時、若い男性からやめられるために、充分休暇を引用できないう。この奥手続の簡素化をはかりたい。(岐阜、新聞)

6、生理休暇をとることばかりは女子の取扱いをせよということになるから、苦痛のある人だけとるべきで

ある。(静岡)

7、生理休暇をとりたくてもとっていないのが現状である。その理由は、仕事に忙しい、手鏡さび面倒、けづかしい、賃金の裏付けが等である。(奈良、〇〇紡績)

8、生理休暇をとりやすくする方法としては個人で会社に休暇申請するより婦人部又は、組合役員を通じてする方がよい。(奈良、運輸)

9、生理休暇も基法に有給、無給の規定がないため、不利であつたり、男性の理解を乞う自由に行使出来ず、日給制の処では賃金に影響するので公休とくりかえてゐる。(鹿児島、交通業)

帰郷旅費について

1、繰返により、一時帰郷をよぎなくせられても帰郷の旅費は片道の半額しか支給されず帰郷することには困難だから休業は止むを得ないとしても、寄宿舎にのこる事を認めてほしい、出来れば何か内取の斡旋をしてほしい。(奈良、〇〇紡績)

2、帰郷の場合、寄宿舎の食事を差引いてくれないが労基法ではどうなっているか。(愛知)

(ロ)

1、労組組合法に關するもの
労組組合法に關して、協約に明記してあるが外部の集會に出席する場合、都度使用者の許可を得なければならぬので、協約に明記したい。(東京、〇〇紡績)

2、労組協約の重要事項について婦人が理解するには、あまりにむづかしい。(東京)

3、協約中の男女の待遇別に五年位の差があるが、これは同一にすべきである。(静岡)

(ロ)

労組組合法に關するもの

1、ノロウイルス企業の労組条件は、使用者の一方の措置で変更自由である。(東京、〇〇紡績)

2、監工の労組条件は改善は一取組組合員が支持しない。(東京、〇〇紡績)

ろ、組合専従者の月給を組合から支出しなければならぬので何所でも人数がへり女子は政治力発言力も少いと升られて、組合専従者となつて残るもの夫婦となつた。これは婦人の組合活動の退歩である。

い)

人事について

ノ、果片の登用試験に優秀な成績で合格した婦人があつても、成績順位の低い男子が先にどん／＼昇格し転課や転任させているが、婦人はその仕事にはむかひないとか、すぐ辞めるがらとの理由でいつまで待つても昇格しない。したがつて女子は受験意欲を失つてしまう。

又、試験科目や門閥が男子本位になつているので婦人には不利である。受験する者に対しては、男子は女子のくせに生意氣だという風にむかぬから、女同志では出しやばりとか、おれ升をもつてなぐめられるから、周囲に遠慮して受験する勇氣がふこらない。(播井の紡織)

二、果片取組の人員整理に當つて、或る課では妊娠中の女子取組四名が退職勧告を受けた婦人は長続きせず腰掛的な気持ちで切れているといわれるが、社会一般の人々も職場の人達も勤続年度が長いと輕蔑する傾きがあり、殊に結婚した場合は退職せざるを得なくなる。(鳥取県取組)

三、ゴムの繰返により全従業員三〇〇名中徳山から大坂へ一五〇名(五〇%)の転勤命令あり、実際的には職首とかはりなく一〇〇名位が自然退職となつた。(山口ゴム製造)

四、繰返の過剰人員対象が女子のみで男子はないのはおかしい。(埼玉紡績労組)

五、女子は職場で重要なポストについても、男子側は、家庭婦人の評価基準でいる、男子の課長は女子の課長を低く見ている。(東京通信)

六、職場における婦人の能力が正当な評価をうけていない。例えば夜場で五年も勤務しているのに女子は事務になれない。(長崎)

7. 女子はのびる道がなく仕事に希望がとてない。どんなに立派な仕事をしても、同僚の男子が自分の仕事かの如く係長、課長に報告する。男子は女子を足場にして出世するのであつて、女子はいつもふみ台の役目のみである。(鹿兒島、事務員)

8. 最近女子の職業分野にまで男女が進出する傾向が見えに細さを感じる。(鹿兒島)

9. 女子振興の発表は認められない。(佐賀県、煙草製造)

10. 初任給は同じでも技能の査定に差をつけられて、正しい評価をされない。(佐賀の。重茂)

11. 女子は永年つとめても社員にならない。(佐賀の。製糸)

12. 現状として、四九りの名の果振中女子は五五名、女子任官者は五り名、五りの名は雇員である。

(熊本果振組)

13. 統計上女子は二五才が高振の時期となつてゐるが、男性も会社側もそう考えるのとさめてゐるから、女性の立場は救はれない。(宮城、煙草製造)

(熊本果振組)

14. 女子は出産したら退振するといふ。すつと何年か前からの要員の申し合せを今尚つゞけてゐる。これに対し、最近女子要員達は眞面目な人は出産しても使つてさだどの申し合せ退振について再検討の

事だといふ。(熊本、の。主系、果振)

15. 使用者側においては、女子が結婚した場合、辞めよとはいわめが、辞めろという仕向けてゐる。

(宮崎、の。紡織)

16. 通ひの人と結婚した人は、成績が下るといつて辞めるように仕向ける。(宮崎、紡織)

17. 結婚した時は辞めた方が本人のためだと説教諷刺というので仕方なくやめた人があつた。(宮崎、商店)

18. 商品を扱う関係で、振替結婚は暗に禁じられてゐる。そのため結婚すれば職を失うので結婚で

をない。一香川百貨店)

その他

ノ、救済看護婦には、一歌の労働者のように保険による保障がないか。(石川)

2、切く婦人の法制の認識を高める方策について、

4) 組合運動について、
ノ、近頃一般に組合活動が不振で特に絹紡関係の女子労働者の組合教育も進まず、自治会の権利を
はつきり認識していないままに後進しているのではなからうかと思ふところがある。(和歌山、辰野室)

2、婦人の労働に対して理解が深く裏切られる、意見をも述べるといふのであらうと意図をいわ
るので、次第に発言を遠慮するようになる。権利を生かそうとすれば取柄を去らねばならぬの
を黙しているより道がない。(鳥取の百貨店)

3、温泉青果では労働組合に雇用と事業主が入り、工務は入用になりなつてゐる。(愛媛)

4、労働組合から利用される実が多く、自治会でも動くことが少い。(宮崎の紡織)

5、前の年々のとくに組合から利用されることを嫌つたために、会社から利用されるので自治会
対策部を労働組合内に設けて、自治会で処理し利用しないことを組合に申込みする様にいつてま
今日、それどうもいっている。(宮崎の紡織)

6、組合活動をするこゝは結婚にさしかかへる、お茶や花を習つた方がよい、という声がよく婦人
男性、家庭よりある。(長野、煙草製造)

7、組合教育と家庭の封建性との無縁。(静岡の紡織労組)

8、すべての婦人の組合活動は、婦人勤労年限が長くなり結婚後もつとめられるが社会情勢に
らうければ活発化しない。(静岡、販組)

9、組合専従者にかななくても、婦人の役員が組合活動した時、固には組合を資金を保障して欲しい。

(静岡のの電機)

10、労組活動の方向が茶、華道、文学の集い等、文化系に力をつけてきた。(青森のの化学)

福井のの化学)

11、組合の役員になることを、父兄は恐れる。(福井のの紡織)

12、取組活動は活発でない、文化活動が盛人である。(山梨のの銀行、果樹)

13、新社員は組合に熱がない、男子にくらべ婦人は組合に熱心である。(山梨、交通業)取組の男

子に圧倒さず自由な事がない。(山梨、交通業)

14、男子の理解が一つである。未婚の男子は、組合幹部になるにも女らしくないという。(山梨

のの電機)

15、女は結婚のため、役員になりたがらない、自分のことばかり、考えるべきではない。(三重

ののガス、労組)

16、労組が会社側の御用組合といった形で、役員も五人以上、或はそれに近いものがない、経営政

策意が濃厚である。(滋賀、のの紡織、労組)

17、別の組合の支部長に女の人を選んだ所、女の意見や苦痛を鼻縁にとりあげてくめる力は、やは

り女の役員であることを知った。(愛知、のの紡織、労組)

18、婦人の前組に対する認識がたかい、(三重のの紡織、労組)

19、役員になった、二、三の人は、どんなのびてゆくが、他の女の人は力がないので全然ついて

いけない。(愛知、のの工場、労組)

20、組合活動をする女子は、特殊な扱をうけ、昇給などにもみびくので、一般に女子は組合を退ける傾向が濃厚になつてきた。(鹿兒島、煙草製造、通信)

(四) 勞働教育について、

1、學校教育と社會教育の連けいを密にし、特に社會教育に於ては、成人教育の充實をはからねばならぬ。(富山、○○紡績労組)

2、自分自身を自らをよくし、働く事を考へ方をしなければならぬ。婦人及び年々若者は、多くの面で保護を受けているが、社會人として右の方を要めなければならぬ。(富山、○○紡績労組)

3、女性の地位向上のためには、働く婦人としての必要な知識をさめることが大切である。(長野の○○紡績工場)

4、新制中學のおける勞働教育の根柢の必要。(静岡の○○紡績組)

5、現在女性に必要なものは、食力養成である。

そのため、職業教育が必要であり、又、婦人教育機関が必要である。(三重、教員)

6、教養をたかめるための読書、つ読書の費用等も全部使用者側に負担して貰ふ事、少しでも自己負担にすると、もう少し自主的にやるべきではないか。(島根、○○紡)

7、女子も小さい時から、職業意識を培はねば、有能な職業人とはなれない。(鹿兒島)

8、女子が発言すると、すぐ結婚の條件に欠けているよう判断する。(東京、祥成)

9、八代市振組では、結婚した人をやめさせぬ様に女の手でまもりませう。というスローガンを

つて努力している。(熊本)

10、経済負担を男女でなうように、結婚後を初めたい。(青森)

11、結婚の條件はやはり従来の花嫁教育的内容を期待しているので、帰宅すると、その条件をなすための務占事に忙しいのは矛盾である。(東京の製紙所)

12、人員を購買縮減の方の人員不足で目ざとぐかない感がある。

根本的には、農家の不況対策と民主化の徹底をはからなければ解決されない問題である。(東京の自動車)

い、取場施設について

1、家事労働のため取場と結婚の両立が困難な実情である。(神奈川針業)(福井、鉄道)

2、働く婦人のため、託児所が欲しい、子供連れで働きに出かけている。(青森)

3、業務命令でない時間外勤務がある。託児所を整備する。取場求しても、業務外でいつて受け付けてくれない。(宮城、早稲)

4、安心して預けられる託児所や、乳児院がほしい、婦人会と七人会とも連絡してこの運動をおこすべきだ。(福井)

5、乳児院、見所の設置に各所組が結果として運動したらしい。(奈良、運輸)

6、働く婦人の保護のため、横の連絡をとらねばならぬ。(山口、の電話局)

7、せめてお便所だけでも改善したい。数も少なく男女別でない所が多い。(鹿児島)

- 8、取手をもつこと、それには取業と結婚の両立ができるよう。会社施設の拡充強化をのぞむ。(長野、○○製糸)(三重、織物)
- 9、結婚しても働きたいが、子供が生れた場合等、施設の無いことを考えると無理するか、やめるみ外ない。(長野、○○畜産)
- 10、家庭生活の改善をして結婚しても、取手をはなれない努力する。(奈良、散組)

七、参加者の感想希望

参加者の感想・希望

(1) 勤務中の会合、講習等には数名乃至小以上出席させることに会社側では了解してくれいている。(青森)
(2) 識字関係の適小経営の事業主は、女子労働者に対して理解が少いしこうした会合に殆ど出してくれない。(山形)

(3) 女子労働者は、残業制限等、基準法の保護があるので男を使つた方がよい等といつてゐる。(長野)

(4) このような講習会により多く出席出来る様に事業主の理解を深めたい。(岐阜)

(4) 今まで不参加をつづけてきた〇〇百貨店が休日でもないので、四名参加したことには事業側の理解による。(岐阜)

(5) 婦人の地位の向上は、まだ後援期にあると思う。婦人少年局はもつと振場に入りこんで啓蒙をつづけてもらいたい。(岩手)

(6) 婦人の法的智識の欠乏が社会一般の婦人の向上をさまたげているのではないか。振場婦人、家庭婦人と区別せずに、一日講習会をもつと徹底して欲しい。(岩手)

(7) このような一日講習会を、今後一月に一度か二月に一度位、随所で行うことにしよう。(宮城)

(8) 婦人の振替、義勇を映画にして見せて欲しい。(茨城)

(9) このような会合を継続的にもつために、連経会の結成を提唱(東京、労政)

(10) 講習生より、毎年の行事として行つて欲しい旨、特に要望あり、婦人会に於ても、同様な講習会をひら

てほしいとの意見があつた。(福井)

(11) この類な講座にひるべく多くの人と参加してもらいたい、通知などは会社及び関係側にして欲しい。(和歌山)

—51—
(12)
婦人の自剪をうつていっても、やはり啓蒙機関を通じての自剪をたみめるのが、最上の策のように思
われる。婦人少年局をもつと強力にして啓蒙、幼を地道にやうて行く。一鹿兒島

